

平成30年第7回

教育委員会定例会会議録

平成30年7月6日

平成30年第7回教育委員会定例会会議録

平成30年7月6日（金）

出席者（5名）

教育長 高部 明夫
委員 須藤 金一
委員 畑谷 貴美子

委員 池田 清貴
委員 高橋 京子

欠席者（0名）

出席説明員

教育部長・調整担当部長
宮崎 望

総務課長 高松 真也

総務課施設・教育センター担当課長
田島 康義

学務課長 桑名 茂

学務課教育支援担当課長・指導課支
援教育担当課長・総合教育相談室長

指導課長 松永 透

田中 容子

指導課教育施策担当課長
福島 健明

三鷹図書館長 田中 博文

指導課統括指導主事
長田 猛

教育部理事（スポーツと文化部調整
担当部長・芸術文化課長事務取扱）

向井 研一

教育部参事（スポーツと文化部生涯
学習課長） 古谷 一祐

教育部参事（スポーツと文化部スポ
ーツ推進課長） 平山 寛

事務局職員

副参事 寺田 真理子

主事 能勢 亘

平成30年第7回教育委員会定例会
議 事 日 程

平成30年7月6日（金）午後1時30分開議

- 日程第1 議案第28号 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成29年度分）について
- 日程第2 議案第29号 三鷹市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第3 教育長報告

午後 1時34分 開会

- 高部教育長 ただいまから平成30年第7回教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議録の署名委員は、高橋委員にお願いいたします。
それでは、議事日程に従いまして、議事を進めてまいります。

日程第1 議案第28号 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成29年度分）について

- 高部教育長 日程第1 議案第28号を議題といたします。

（書記朗読）

- 高部教育長 提案理由の説明をお願いします。教育部長。

○宮崎教育部長 それでは、議案第28号 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成29年度分）について、ご説明いたします。

別冊となっております報告書をごらんいただきたいと思います。

まず、2ページをお開きください。参考法令を記載しております。教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施、いわゆる点検・評価につきましては、地教行法第26条の規定に基づきまして、教育委員会みずからその権限に属する事務の執行について点検・評価を行うものでございます。

目的としましては、主要な事務事業について毎年度、点検・評価を行うことにより、その課題や取り組みの方向性を明らかにし、効果的な教育行政の一層の推進を図るもので、報告書を作成する際には、学識経験者の知見を活用することとされています。また、市議会への提出と市の広報等を活用した公表により、市民の皆様に対する説明責任を果たすものでございます。

3ページです。第1の教育委員会の活動の概要ですけれども、3ページから6ページまでございますが、記載のとおりでございます。後ほどお目通しをいただきたいと思います。

続きまして、7ページ、第2の主要な事務事業の点検・評価でございます。

平成30年度の点検・評価対象事業（平成29年度分）につきましては、7ページに記載のとおり、20事業でございます。この対象事業につきましては、基本方針と事業計画の中で明確にしておりまして、主要な取り組みについては教育委員会において適宜、取り組みの状況の報告をさせていただきまして、ご意見を反映して取り組みを進めたものでございます。

1枚めくっていただきまして、8ページ、点検・評価表の見方が出ております。参照していただければと思います。

一番上が、事業の背景・目的となっております。その下が平成29年度の取り組みとなっております。上から順に、目標、指標、取組状況、そして事業評価として、進捗の状況に対する評価をAからCで、成果に対する評価をSからCで評価いたしました。また、事業評価で各評価項目がA評価以外の場合につきましては、その理由をこの欄で説明させていただいております。その下、今後の取組・課題では、平成30年度以降継続する事業

につきましての取り組みの方向性や実施に当たっての課題を説明させていただいております。

それでは、それぞれの事業の取組状況、評価、今後の取組・課題を順次ご説明してまいります。

各事業につきましては、特徴点にポイントを絞って説明をさせていただきます。

それと、別冊となっております第3の学識経験者の知見の活用というものがございます。昨年度に引き続きまして、帝京大学教育学部長の和田孝先生と、日本女子大学教授の田中雅文先生にお願いしまして、5月30日に懇談会を開催し、意見交換を行いました。その後、点検・評価に関する意見をいただいております。全体としては、おおむね順調に事務事業が行われたとの評価をいただいておりますが、改善等でご指摘をいただいた点については、ご説明させていただきます各事業の中でお話をさせていただきます。

それでは、9ページから説明をさせていただきます。

No.1、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展でございます。

まず、取組状況でございますが、国の法改正を生かして教育委員会の規則を改正し、三鷹のコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を、法制度上の小中一貫型小学校・中学校や、学園単位の学校運営協議会としてのコミュニティ・スクール委員会に位置づけまして、より一体感のある学園経営と持続可能なシステムの基盤の構築を図るとともに、学校と学校支援ボランティアとの調整機能を強化して、学校支援活動のさらなる充実を図るため、コミュニティ・スクール推進員の導入準備に取り組みました。

また、各学園の評価・検証報告書の活用によります自律的な学園運営の改善策の次年度計画への反映によるPDCAサイクルの実施。また、学園長、コミュニティ・スクール会長合同会議、コミュニティ・スクール会長・副会長連絡会での熟議による情報共有や交流による組織の活性化。また、三鷹ネットワーク大学と連携した学校支援者養成講座による人財育成・確保。また、企画提案型予算を2学園に予算措置し、学園の特色ある効果的な活動を支援。また、小・中一貫教育の推進に係る実施方策の改定準備を行うとともに、学園の「『学び』のスタンダード」に基づいた学習習慣や生活習慣の定着のための啓発、こういったことに取り組みまして、(7)にありますように、各指標の結果については、市立中学校への進学者数の割合が79.9%と、おおむね8割を維持しております。また、学校支援ボランティアの登録者数も前年度より若干減りましたが、延べ参加人数は前年度比で増えまして、学校支援者の活動の活性化につながったところです。

以上のことから、評価としましては、進捗状況A、成果に対する評価もAといたしました。

学識の先生からも、国の法改正を生かしてさらなる質の維持・向上への努力を行っていること、コミュニティ・スクール委員の活動ハンドブックの改訂をはじめ、コミュニティ・スクールガイドの内容更新など、学園やコミュニティ・スクール委員会の広報活動の充実、学校支援者養成講座の実施など、活動状況の周知や支援者の理解と拡大を図る取り組みが継続的に進められているとの評価をいただいております。

今後の取組・課題でございますが、引き続きコミュニティ・スクールの充実・発展を目

指し、より一体感のある学園運営を行うとともに、学校支援が組織的かつ継続的に可能になるよう、コミュニティ・スクール推進員等による学校支援ボランティアとの調整機能を強化しながら、学校支援活動等のさらなる充実を図るとともに、地域人財の養成や学校支援ボランティアの拡充に努めてまいります。

続きまして、12ページをごらんください。No.2、「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム」の見直しです。

取組状況でございますが、作成委員会及び13教科・領域部会を設置し、外部専門家15名、三鷹市立小・中学校の校長等、教員103名が各教科のカリキュラムの概要、内容系統一覧表を作成しまして、義務教育9年間の連続性と系統性のある学習の充実及び教員の授業改善の推進を図りました。各教科等の学力を「育成すべき資質・能力」の三つの柱で統一的に表現し、それを基礎づける各教科・領域の特質に応じた見方・考え方を明確化するとともに、教科横断的な視点（カリキュラム・マネジメント）で目標達成に必要な教育の内容を組織的に配列するなど、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ることを目指してカリキュラムを全面的に改訂いたしました。

以上の充実した取り組みから、評価としましては、進捗状況A、成果に対する評価もAといたしました。

学識の方からも、当初の計画どおり順調に見直しを経た手続きを進めたこと、その成果として、新学習指導要領を踏まえたカリキュラムの改訂をすることができたことと評価をいただいております。

今後の取組・課題としましては、平成30年度は小・中一貫カリキュラム（暫定版）の改訂の仕上げと周知・活用の年と位置づけまして、全教員悉皆研修の実施及び教育活動の実践と指導内容の追記等を行います。

続きまして、14ページをお開きください。No.3、知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実でございます。

取組状況でございますが、知育のところでございますけれども、国や東京都の学力調査の結果分析や「三鷹『学び』のスタンダード」（学校版）の授業改善の視点を取り入れまして、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け学習指導の改善を図りました。また、都委託事業の活用による地域未来塾などのさまざまな教育活動を展開し、基礎学力の定着と学習習慣の向上を図りました。

続いて徳育でございます。小学校「特別の教科 道徳」の教科書採択の適正な実施と、道徳教育の年間指導計画の見直しと授業改善。道徳教育推進委員会における効果的指導及び評価研修の実施、また評価方法に係る資料の作成、全教員への配布、こういったものを行って、推進拠点校の授業公開による効果的指導の共有化を図りました。

体育でございますが、オリンピック・パラリンピック教育推進委員会を通じ、効果的な取り組みの共有化を図るとともに、体力・運動能力等調査結果を踏まえた授業改善等により、さらなる向上が見られました。

以上の知・徳・体の調和のとれた子どもを育てる教育内容の充実を図った取り組みを総合的に評価いたしまして、進捗状況、成果ともAといたしました。

学識の先生からは、学力調査の結果分析や研究授業の成果を授業改善推進プランに反映させていることについての評価をいただくとともに、知・徳・体、3要素の調和を図る取り組みについての評価が必要というようなご意見をいただいております。

今後の取組・課題につきましては、平成30年度は、新学習指導要領に準拠したカリキュラムに基づき、知・徳・体の関連に配慮しながら、知では、小学校教員の英語指導力を高めるため、教員研修の充実を図ります。徳のところでございますが、中学校道徳科の適正な教科書採択、道徳の授業を要とする道徳教育を通して、道徳的な判断力や実践力を育てるため、考え、議論する学習活動の充実を図り、児童・生徒の豊かな心を育てます。体のところでは、スーパーアクティブスクールやアクティブライフ研究実践校、オリンピック・パラリンピック教育等を展開する中で、一人ひとりの体力の向上を図るための授業改善を進めてまいります。それとともに、その他、地域未来塾等を拡充してまいります。

続きまして、17ページ、No.4、いじめ防止等の対策の推進でございます。

取組状況でございますが、いじめ問題対策協議会を3回開催いたしまして、委員間でいじめ問題に対する情報を共有しながら、三鷹市いじめ防止対策推進条例や三鷹市いじめ防止対策推進基本方針の改定を踏まえた学校いじめ防止基本方針の改定、いじめ防止リーフレットを活用した説明を全校で行い、条例及び基本方針の趣旨を広く周知いたしました。学校では、こういった取り組みを通じ、児童・生徒はもとより、教職員を含めた学校全体のいじめに対する意識が向上し、いじめ防止に向けた取り組みの充実・強化が図られました。

そういったことから、評価といたしましては、進捗状況、成果ともAといたしました。

今後の取組・課題ですが、いじめは深刻な人権侵害であるとの認識にたちまして、条例及び基本方針を踏まえ、各学校が学校いじめ防止基本方針のもと、いじめ対策年間計画の見直しを図り、学校いじめ対策委員会を活用して、計画的かつ、学校・家庭・地域の連携による組織的な未然防止、早期発見、早期対応に取り組むとともに、「三鷹子ども憲章」を活用した児童・生徒参加型の活動や、いじめ問題対策協議会においていじめ問題への取り組みがより実効性を持ったものになるよう点検・評価することで、いじめ防止対策を推進してまいります。

続きまして、19ページ、No.5、教育支援の充実でございます。

取組状況でございますが、市で作成したガイドラインの浸透によりまして、各学校において教育支援コーディネーターを中心に、共通の様式を用いた児童・生徒の実態把握と的確な個別指導計画、個別の教育支援計画の作成が図られました。一般教員を対象とした夏季の校内研修を充実させるとともに、アンケート調査を実施し、理解度の把握に努めました。また、教育支援推進状況調査を全校で実施して、ユニバーサルデザインの取り組みの浸透等を確認しました。また、子どもの貧困対策を含めたスクールソーシャルワークの強化として、就学相談を行う教育指導員を、スクールソーシャルワーク機能も担う就学相談員へと位置づけを見直すとともに、スクールソーシャルワークを行う職員の体制を拡充した結果、関係機関との連携が前年度比40件増となりました。福祉・保健・医療等関係機関とのケースに応じたさまざまな連携についても深化が見られ、ニーズに対して、より迅

速に対応できたために、子どもを取り巻く具体的な生活環境の改善や、子ども及び保護者の健康や安全の向上が見られたことから、評価としましては、進捗状況、成果ともAとさせていただきます。

今後の取組・課題ですが、市配置のスクールカウンセラーを中学校へ拡充し、小・中一貫した相談や支援の継続体制を整備し、児童・生徒や保護者へのよりの確な支援を行い、子ども発達支援センター等、福祉・保健・医療機関と連携したスクールソーシャルワーク機能の強化を図ってまいります。

続きまして、21ページ、No.6、「校内通級教室」の設置と適正な実施です。

取組状況ですが、東部地域9校におきまして、校内通級教室での巡回指導を開始することにより、ニーズに対して適切な指導が行われました。また、平成30年度指導開始の西部地域6校の施設整備など環境整備を行うとともに、第二小学校に校内通級教室拠点校設置に向けた準備委員会を設置し、第二小学校を含む拠点校4校体制での指導開始に向けた検討準備を行いました。その結果、前年度比71人の対象児童の増となりました。これまで毎年20人前後の増加だったところですが、校内通級教室の設置により、児童に必要な指導と支援が進められるとともに、児童・保護者や教員の理解が深まったことによるものと考えられることから、評価といたしまして、進捗状況、成果ともAとさせていただきます。

今後の取組・課題でございますが、市内全小学校に設置が完了した校内通級教室において巡回指導を開始し、通常の学級担任と巡回指導教員等の連携によりまして、児童の特性に応じた自立活動や教科の補充指導等の支援を推進するとともに、指導の評価と検証を行います。また、中学校における校内通級教室等のあり方について、適応指導教室の考え方も含めた検討を進めてまいります。

続きまして、22ページ、No.7、就学援助費の入学前支給でございます。

取組状況でございますが、小学校1年生及び中学校1年生の就学援助認定者に対して、引き上げ後の支給単価により新入学児童生徒学用品費の支給を行いました。平成30年度分の前倒し支給に向けては、準備から支給までを適切に行うため、就学援助システムの改修を行いました。また、対象者に対しては、未就学児には、就学時健康診断時、小学校6年生には就学援助認定者全員に対して周知、案内しまして、郵送、窓口で申請受け付けし、審査を行い、3月1日に支給を行いました。予定どおり、平成29年度から新入学学用品費の支給単価を引き上げるとともに、入学準備金として平成30年度分の支給時期を入学前に前倒しすることで保護者等の経済的負担の軽減を図ることができたことから、評価といたしましては、進捗状況、成果ともAとさせていただきます。

今後の取組・課題でございますが、未就学児を含む児童・生徒の保護者等の経済的負担の軽減を図るため、就学援助制度の周知に努めるとともに、引き続き、新入学学用品費の入学前支給を実施してまいります。

続きまして、23ページ、No.8、学校における働き方改革の推進でございます。

取組状況でございますが、国や都の動向を踏まえまして、プランの検討会議を設置し、三鷹市の学校の現状を踏まえてさまざまな課題を検討し、具体的な取り組みや教育委員会

としての支援、学校でできる改革の方向性を確認し、検討会議を5回開催しました。検討の過程で教育委員会と教員との懇談会を行い、そこでの意見も受けて素案を策定し、市PTA連合会からの意見聴取やコミュニティ・スクール委員会からの意見聴取、学校からの意見聴取を行って、平成30年3月にプランを策定いたしました。予定どおりプランの策定を実施し、平成30年度からの実施に向けて体制が整ったことから、評価といたしましては、進捗状況、成果ともAとさせていただきます。

学識の先生からは、児童・生徒の教育の充実という最終目標を見失うことなく改革を進めていただきたいというご意見をいただいております。

今後の取組・課題でございますが、策定したプランを踏まえた対応を推進しまして、三鷹市の教員として、児童・生徒の教育に力を注げる環境を確保し、学校教育のさらなる質の向上を図るため、プラン策定後も引き続き、部内の検討会議を推進会議として継続して取り組みの評価・検証を行ってまいります。また、推進に当たっては地域・保護者の理解が不可欠であるため、あらゆる機会を通して丁寧な周知と協力の依頼を行ってまいります。

続きまして、25ページ、No.9です。三鷹らしい教育の実現を目指す教員のキャリア支援と人財育成でございます。

取組状況ですが、教員研修を通し、各職層に求められる能力や役割及びキャリアパスのモデルについての周知、各学校における意図的・継続的・計画的な育成を促しました。また、三鷹市立学校人財育成方針を踏まえ、職層研修、年次研修、5市合同研修等の市教育委員会主催の研修を充実させることによって、校長・副校長のマネジメント力の向上や教員の指導力、対応力の育成を図りました。また、指導課訪問及び訪問指導を行いまして、3年次までの教員対象の若手教員育成研修及び中堅教諭等資質向上研修において、「三鷹『学び』のスタンダード」を活用した授業研究を実施し、授業改善を進めました。また、学園研究会での授業研究の参観と協議会での積極的な参加について全校が実施しまして、小・中一貫カリキュラム検証及び新学習指導要領の適正な移行に向けた研究を進めました。また、三鷹中央学園において研究発表会を開催し、研究成果の共有を図りました。

以上の取り組みから、評価については、進捗、成果ともAとさせていただきます。

学識の先生からは、方針に基づくOJTや研修の充実を期待するとのことをご意見をいただいております。

今後の取組・課題ですが、人財育成方針のさらなる周知と、教育委員会及び学校が連動し効果的に人財育成を図り、三鷹にふさわしい教員の配置を進めるため、コミュニティ・スクール委員会の機能やコミュニティ・スクール教員公募制度の有効活用、三鷹ネットワーク大学と連携した教師力錬成講座を引き続き実施してまいります。

続いて27ページ、No.10、児童・生徒の安全を見守る体制の充実でございます。

取組状況でございますが、都の補助制度を活用しまして、小学校3校の通学路に各5台の防犯カメラを設置いたしました。設置場所につきましては、各学校において通学路防犯カメラ設置場所検討協議会を設置し、学校をはじめPTAや交通安全対策地区委員会、青少年対策地区委員会等の地域関係者と検討を行いまして、地域の実情に応じた設置場所の選定を行うことにより、児童の安全確保の向上を図るとともに、地域の見守り活動の充実

を図りました。

地区の関係者や保護者、地域の理解を得ながら丁寧に進めているということから、評価としましては、進捗、成果ともAとさせていただきます。

今後の取組・課題ですが、学校、地域等が行う通学路における児童の見守り活動を補完し、児童の安全確保の強化を図るため、平成30年度は新たに市立小学校3校の指定通学路に防犯カメラを設置します。なお、平成30年度の3校の設置をもって、小学校全15校の通学路への防犯カメラの設置が完了いたします。

続きまして、28ページ、No.11、学校給食の充実と効率的運営及び市内産野菜の活用です。

平成29年度の取組状況ですが、大沢台小学校の給食調理業務委託を平成29年4月から開始しました。また、平成30年度から委託を開始する第七小学校、委託開始から5年目を迎える第二中学校の事業者をプロポーザル方式により決定いたしました。委託校におきましては、保護者、学校、委託事業者、教育委員会事務局で構成する学校給食運営協議会を開催し、各校における良好な運営を確認しました。

評価としましては、進捗状況、成果ともAとさせていただきます。

今後の取組・課題でございますが、安全でおいしい学校給食の充実と効率的な運営を図るため、新たに七小で民間委託を開始するとともに、平成31年度からの新規委託予定校、及び5年目の見直しの時期を迎える3校の事業者選定を行います。あわせて、市内産野菜を積極的に学校給食に取り入れることにより、新鮮でおいしい給食を提供するとともに、食育の推進、地産地消の促進を図ってまいります。

続きまして、30ページです。No.12、学校施設長寿命化改修工事の計画的な実施でございます。

取組状況ですが、第七小学校については、国と都の補助金を活用しながら設計内容どおりに工事を完了することができました。第二小学校及び第一中学校についても、平成30年度の長寿命化改修工事の実施に向けて、現場調査や学校との協議を重ねながら実施設計を完了いたしました。両校のI期工事の改修事業費につきましては、事業の財源として国庫補助金をより確実に確保するため、平成29年度3月補正予算に計上し、平成30年度に実施することとしております。屋上防水、外壁改修、窓改修、照明改修に加え、非構造部材の耐震化、出入口スロープの設置等に取り組み、安全で快適な教育環境の整備を図ります。

整備方針に基づいた計画的な改修について、評価は、進捗、成果ともAとしております。

学識の方からは、今後とも適正な改修計画の策定・実施が望まれるとのご意見をいただいております。

今後の取組・課題としましては、市立小・中学校施設の長寿命化及び防災機能強化を図り、安全で快適な教育環境を整備するため、長寿命化改修工事を計画的に推進してまいります。平成30年度は、二小と一中の改修工事を実施するとともに、今後の改修を計画的かつ効果的に進めていくため、学校施設長寿命化計画策定に向けて、全ての市立小・中学校を対象に施設の健全性・劣化状況等の老朽化対策調査を実施してまいります。

31ページ、No.13、快適な学校環境の整備です。

取組状況ですが、平成27年度から計画的に進めてまいりました中学校特別教室等61教室の空調設備整備の最終年次として、国庫補助金を活用しながら21教室の整備工事を実施しました。平成29年度の工事完了をもって全小・中学校の普通教室及び特別教室への空調整備率が100%となりました。また、学校トイレの洋式化等につきましても、国庫及び都補助金を活用しながら、羽沢小学校のI期工事を実施し、快適な学校環境の整備を推進することができました。財源を確保しながら計画を予定どおり実施し、良好な教室環境を整備したことから、評価は進捗、成果ともAとさせていただきます。

今後の取組・課題ですが、平成30年度は、学校トイレの洋式化等の推進として、3校の改修工事を実施するとともに、老朽化した空調設備改修工事設計業務を実施します。なお、工事の実施に当たりましては、国や都の補助制度を活用して財源確保に努めてまいります。

続きまして、32ページをお開きください。No.14、ICTを活用した教育内容の充実と教育ネットワーク・校務支援システムの適切な更新でございます。

取組状況といたしましては、老朽化した大型提示装置の更新に当たりまして、全て電子黒板機能を備えた機器に入れ替えを行うとともに、セキュリティ対策の強化、学習効果の向上や校務事務の効率化を図るため、教育ネットワーク及び校務支援システムの更新に向けた設計を進めました。

評価は、進捗、成果ともAといたしております。

今後の取組・課題としまして、平成30年度は新学習指導要領の実施を見据えて、パソコン教室のタブレット化を実施し、平成29年度に更新した大型提示装置の活用を全校で進めるとともに、今後のICT環境を見据えたICT活用推進モデル校による実践など、ICTの効果的な活用に向けた教員研修や授業研究を推進し、教育内容の充実を図ります。

続きまして、34ページ、No.15でございます。児童・生徒数の増減への適切な対応です。

取組状況ですが、児童・生徒数及び学級数については、全市域を対象に適切な将来推計の更新を行いまして、対応の検討と庁内プロジェクト・チームでの情報共有を図りました。日本無線株式会社三鷹製作所跡地に大規模な共同住宅の建設が計画され、平成32年度以降に児童・生徒数の増加が見込まれることから対応方針を定めまして、全市的な視点に立って適切な学習環境を確保するため、児童・生徒数が減少しており、今後も減少が見込まれる学校に通学区域を一部変更する方針を決定いたしました。変更に当たりましては、関係する学校の保護者や地域住民等への説明会を開催し、周知に努めました。

児童・生徒、保護者、地域住民に対して見通しを持った取り組みを実施したことから、評価につきましては、進捗、成果ともAとさせていただきます。

学識の方からは、通学路の安全確保等、丁寧な説明を行い、理解を得ながら進めてほしいというご意見がございました。

今後の取組・課題でございますが、児童・生徒及び地域の状況を考慮しながら、通学区域の見直しを含めた総合的な視点から適切な対応を検討してまいります。引き続き、関係

する学校の保護者や地域住民へ説明会等を順次開催しながら周知を図ってまいります。

続きまして、35ページ、No.16、教育センターの耐震補強等工事に向けた取り組みでございます。

取組状況ですが、教育センターの耐震性の確保を図るとともに、老朽化した施設設備を更新するため、教育センターの耐震補強等工事に係る工事請負契約を平成29年9月に締結し、平成31年2月の工事完了に向けて順調に進捗しております。工事期間中の代替施設として教育センター暫定施設の改修工事を実施し、平成29年8月に予定どおり移転を完了しました。移転に当たっては、関係部署と連携し丁寧な広報・周知を行い、大きな混乱もなく、移転前と変わりなく事務を再開することができました。

評価としましては、進捗、成果ともAでございます。

今後は、引き続き工事を実施するとともに、工事終了後の再移転に向けた準備を進めてまいります。

続きまして、36ページをお開きください。No.17、川上郷自然の村の効率的な運営の推進でございます。

取組状況としましては、指定管理者であります一般財団法人川上村振興公社と連携して、市内イベントでの広報活動や住民協議会の広報紙へのPR記事の掲載など、改めて施設の認知度向上を図って利用者拡大に取り組みました。一般利用者は前年度比823人の減となり、そういった意味では当初目標には届かなかったんですが、1万703人の利用がありました。また、平成29年4月以降の利用料金について、時期ごとの新たな料金区分を創設するなどの改定を行ったところ、経営改善が見られたということで、経営改善の取り組みと指定管理者と連携し一定の利用者の確保が図れているということから、評価につきまして、進捗状況がA、成果は、目標利用者数には届かなかったものの、対目標92%の実績を含め、総合的な取り組みを評価してAとさせていただいております。

今後の取組・課題ですが、指定管理者や庁内関係部署と連携し、PR活動に努め、団体利用の拡大、魅力ある自主事業の実施、ホームページの充実等、さらなる利用者の拡大に向けた取り組みと、効率的な運営、適切な施設維持管理を行ってまいります。

続きまして、38ページ、ここからは図書館です。No.18、「三鷹市立図書館の基本的運営方針」の策定でございます。

取組状況でございますが、平成28年度に実施しました来館者アンケート、図書館協議会との調整を踏まえ素案を作成した後、パブリックコメントを実施し、市民の意見を反映し、12月に確定いたしました。

評価は、予定どおり策定したことから、進捗、成果ともAとしております。

今後の取組・課題ですが、図書館の基本的な機能の充実と市民が交流する拠点として、基本的運営方針が掲げるめざす図書館像の実現に向け、きめ細かな図書館サービスを展開するとともに、地域の情報拠点としてのサービスの充実を図ります。また、点検・評価を実施することにより、利用者満足度の向上に向けて取り組んでまいります。

続きまして、40ページをお開きください。No.19、図書館サービス網の再編に向けた取り組みでございます。

取組状況ですが、井の頭コミュニティ・センター図書室との連携では、地域の図書室としての特色を生かし、市立図書館サービスを展開する拠点として7月20日から連携を開始しました。移動図書館ひまわり号では、車両ラッピングによる新車両で巡回日数を増やすとともに、巡回ステーションの配置の見直しのため市内をくまなく巡回し、利用実態に合ったステーションの配置見直しとステーション数の増設により、きめ細かな図書館サービス拠点を配置しました。

評価は、進捗についてはA、成果につきましては、貸出者数、貸出冊数とも大幅増となりましたので、目標を上回る成果を得たことからSとさせていただきます。

今後の取組・課題ですが、移動図書館の巡回ステーションの配置見直しや井の頭コミュニティ・センター図書室との更なる連携により、サービス拠点を拡充して市民の読書活動の推進を図ってまいります。

続きまして、42ページ、最後ですけれども、No.20、東部図書館リニューアルに向けた取り組みでございます。

取組状況ですが、老朽化した東部図書館の適切な施設維持のため、平成30年度に行う耐震工事、空調設備及びトイレ等改修とあわせて、ホスピタリティの高い滞在・交流型施設へのリニューアルに向けて実施設計を行いました。また、地域に根づいた魅力ある図書館活動を目指し、平成30年度の東部図書館サポーターの設立に向けて、サポーター懇談会を3回実施し、意見交換を行いました。

そういった実績から、評価は進捗、成果ともAとさせていただきます。

今後の取組・課題ですが、実施設計に基づき、利用者が安全・安心・快適に利用できる図書館としての改修を行うとともに、利用者の学びの場、人が集う場として滞在・交流型施設へリニューアルをしてまいります。改修工事に伴う休館期間中は、代替サービスとして、牟礼七丁目小広場を巡回ステーションとして、土日に移動図書館の巡回を実施します。市民との協働による魅力的な図書館活動を目指し、東部図書館サポーターを設立しサポーターを養成してまいります。

以上、図書館の事業について、学識の先生からは、基本的運営方針の策定過程の課題把握や基本理念等、また、井の頭コミュニティ・センター図書室における取り組みの成果を生かしながら、サポーターの養成も含め、魅力ある図書館活動を構築していくことを期待するとのご意見をいただいております。

以上で20の事業の点検・評価の報告を終わりますが、学識の先生の総合評価にもございますが、評価対象の20事業について、進捗状況に対する評価の全てがA、成果に対する評価については、図書館サービス網の再編に向けた取り組みがS、その他がAと自己評価がなされていますが、事業目標、指標に基づいた妥当な評価であるとのご意見をいただいております。

私からは以上でございます。

○高部教育長 以上で提案理由の説明を終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。高橋委員。

○高橋委員 まず、その妥当な評価だというふうに評価いただいているということにつ

いてなんですけれども、かかわらせていただいて、確かに事業はきちっとされていて、A、Aということもわからなくはないですけれども、こういう事業を次、どこから着手するかというときに、これだとそれは見えてこないですよね。全てがいいと。この中で順序が見えてこない。こういう場合には、むしろ、チェックする部分の評価基準を厳しくされて、その中で次に取り組むべき課題は何かというのが見えるようにしたほうが、私は、組織が動いていく上では手がかりとなると思うんです。今後の課題というところできちんとそれをおっしゃっているので、分析もきちんとしていてというのは十分わかっているわけですが、私は別にA、Aでなければならないと思っていませんし、それはきちんとしてA、BとかA、CとかB、Cであれば、そこがこれから三鷹の取り組むべきところだということが見えてくるわけで、この評価の基準自体をもう少し厳しくしていくことが、三鷹の次につながるということはないでしょうか。

○高部教育長 教育部長。

○宮崎教育部長 はい。評価の基準につきましては、市のほうでも事業評価という制度がございまして、それと、ある程度、整合性を持って評価をしているということと、あと、年度の目標というのを、指標をつくってやっておりますので、その年度の計画に対して適切に実行されているのかどうかという観点で評価をさせていただいているところでございます。今、いただいたご意見につきましては、今後の評価基準のあり方の参考にさせていただきたいと思っておりますが、そういった評価の仕方を心がけて、年度の目標に対しての進捗・成果の評価だというふうにご理解いただきたいと思います。

○高部教育長 学識者のほうから、和田先生のところから総論的な意見もいただいておりますよね。つまり、単年度目標だとどうしても限定的になると。ただ、そのやったことがこれからどういう成果につながっているのかと、そのアウトカムも含めて、次年度以降も含めて、そういう実施後のいろいろな影響とか成果も見きわめながら評価をすべきだと、そういうご指摘も受けているわけですから、今、高橋委員もおっしゃったように、どうしても限定的で、プランをつくってそれでオーケーみたいになっている部分があるので、それがどういう成果、影響につながっているかということも、定性的な部分も補充しながら、これから充実に努めてください。

ほかにいかがでしょうか。高橋委員。

○高橋委員 そうすると、年度の計画をもっとレベルを上げてしまえばいいんじゃないかなと私は逆に思ってしまう。できるのだから、もっと上げて、次に、来年はこうするとおっしゃったようなことがもっと入り込んでくれば、もっと三鷹の教育が早く、子どもたちにとっていいものになっていくのではないかというふうに思うんです。

例えば、カリキュラムは、あれはつくって終わりではないです。実際には、学園、学校に合わせたカリキュラムになって、先生たちがそれを手に取って、日々の授業で使わない限りやったことの意味というのは生きてこないわけです。そこまで見てAとなるんだというふうに思っています。そういう仕事をしていただけたらと思っておりますけれども、そうすると、この事業計画そのものは、もっともっとレベルが上がっていても十分に対応できるだけの力が三鷹にはあるのではないかというふうに思っています。

○高部教育長 はい、どうぞ。

○宮崎教育部長 特に指標につきましては、定量的なものについては達成がわりと、それが実現したみたいな形ではかりやすいんですが、質の向上の部分につきましては、やはり、一定の検証のために、アンケートの実施だとか、いろいろな実現ができた部分についての評価の仕方があると思いますので、その辺は工夫してまいりたいと思っております。

○高部教育長 カリキュラムの点もそうですし、校内通級教室の点もそうですし、働き方改革もそうですけれども、いろいろな改革の仕組みはできたけれども、ほんとうにそれが定着して、浸透して、成果も含めてどういう影響が出ているか、測定方法も含めて、なかなか定量的に全てが測定し得るものではないのしょうけれども、30年度がスタートしていますから、今度、30年度を点検・評価するときにきちっと測定ができるようなやり方も考えながら、チャレンジ目標も含めて設定してみてください。

ほかにいかがでしょうか。高橋委員。

○高橋委員 No.13の快適な学校環境の整備については、A、Aとしてしまうのは、自分の責任としてどうだろうかと思っていることがあります。トイレも十分とは思わないし、あのロッカーを残してしまっていること、机、椅子についてもそうです。そうなったときに、この事業計画に関してはそうだと思うんですけども、解決していかなければいけない課題はあるんだということを踏まえた上での評価になるといいなというふうに思っております。

○高部教育長 書かれていない目標や事業で、今、検討中、調査中のものがいろいろあると思いますけれども、それがまたまとまった段階で顕在化できるようにしてください。

ほかにいかがでしょうか。畑谷委員。

○畑谷委員 25ページのところの、三鷹らしい教育の実現を目指す教員のキャリア支援と人財育成というところがあるんですけど、学校訪問などをさせていただいて思うのは、教員の中にも、新人だからということではなくて、ベテランの方でも、指導力という面では、私が見ても随分差があるのだと思います。そういう質問をされたときに各校の校長先生は、必ず、これからもう少しレベルアップするために交流を深めて向上させたいということはおっしゃっているんです。そして、ここでも研修をいっぱいしています。指導課訪問を年11回されて、対応力の育成を図ったというふうに書いてあります。育成を図ったというのは、図った努力をしてくださっているのはわかるんですけど、それが、こういう先生がこのように変わりましたとか、そういうのが目に見えてこない点が多々あります。

それから、研修を何回も行っている中で、先生方の変ったもの、それから先ほどありました質の向上、それがどのように変わっているのかということ、ちょっと取組状況の説明の中に入れていただくと、こんなふうに変ったんだというのがわかりますけれども、「図った」とか「進めている」という言葉がすごく多くて、やっているんだというのはすごくわかるんですけど、それがどのようになったのか。でも、ここにAと書かれてしまうと、成果があるんだなという感じがするのですけれど、2年間、この委員をさせていただいて、どのような形で成果が出てきているか、見えてこないところを感

じましたので、もうちょっとその辺がわかるように表記していただけるとありがたいなと思いました。

○高部教育長 教育部長。

○宮崎教育部長 やはり、その事業の成果が、表現として、先ほど教育長からアウトカムというふうにありましたけれども、それがどのように改善されたかわかるような書き方の工夫は、これから気をつけてまいりたいと思っております。

○高部教育長 指導課がやっているから、指導課の事業としては研修もやりました、指導課訪問もしましたと、そういうレベルで終わってしまうんですね。じゃあ、ほんとうに教員の授業力、力量としてどこまで高まったのか、あるいは、子どもに対する授業がどれだけ活性化したのかという、まさにアウトカムの部分ですけど、測定も難しいと思いますけれども、でも、そういうところが、好事例集じゃないけれども、いいところが出てくれば、そういうことも反映できるような、そういう記述に努めてください。よろしいですか、指導課長。

○松永指導課長 はい。今のご指摘もごもっともなところだと思います。何がどう変わったのかというのは、個別の人によって全然違ったところもあるので、記載をするというのは結構難しい部分もあるのかなと思います。また、本気で先生方の指導を100%変えるとするならば、ものすごい量の研修を積んでいかなければならない。そのあたりのことも、教育委員会で行う研修と、学校の中で行うOJTの研修ときちっと組み合わせながら、どういう研修をしていくことで、より効果が上がっていくのかといったことについても、改めて検討していきたいと思っております。

○畑谷委員 この文言に書くことができないこともあるのだと思うんですけど、何かの折りにでも発表していただければもう少し理解できるのかなと思いました。

○高部教育長 これは30年度の5月にやったことなので、ここではまだ書いていませんけれども、カリキュラムの暫定版を使って、全教員が公会堂光のホールに集まって、それぞれかかわった13の教科・領域部会で先生方がみずから発表しているんです。その公会堂の中で、私も、挨拶をさせてもらったんですけども、先生が積極的に前のめりで集中して聞いているというのを肌で感じました。そういうのは、やはり少し変わりつつある。先生方が、教育の質をより高めようという意欲は感じました。そういうことも適宜、わかるように入れてください。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

いろいろご意見をいただきましたので、今後改善するところもございますけれども、議案第28号 平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成29年度分）につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高部教育長 それでは、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第29号 三鷹市文化財保護審議会委員の委嘱について

○高部教育長 日程第2 議案第29号を議題といたします。

(書記朗読)

○高部教育長 提案理由の説明をお願いします。古谷課長。

○古谷教育部参事 5ページをお開きください。三鷹市文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、新たな委員の委嘱についてお諮りするものでございます。

三鷹市文化財保護審議会委員の委嘱年月日につきましては、平成30年7月6日、任期につきましては、平成30年7月6日から平成32年7月5日までの2年間となります。

次に、根拠法令についてご説明いたします。7ページをお開きください。

上段の文化財保護法の抜粋をごらんください。第190条でございます。都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができると規定されております。

続きまして、三鷹市文化財保護条例の抜粋をごらんください。第45条です。法第190条の規定に基づき、教育委員会に三鷹市文化財保護審議会を置くとされております。

第48条で、委員は8人以内で組織するとし、第49条で、委員の選任につきましては、文化財に関し広く、かつ、高い識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱すると定められています。

また、第50条では、委員の任期は2年とし、再任を妨げないとしているところでございます。

6ページにお戻りください。今回の文化財保護審議会委員の候補者につきましては、8人の委員全員が再任でございます。名簿の上から順にご説明をさせていただきます。

まず、武蔵野美術大学教授で民俗学をご専門とされている神野善治さんです。今年、一般公開が予定されている大沢の里古民家の民俗調査等にかかわっていただいております。

次に、中央大学教授で、考古学・縄文土器をご専門とされている小林謙一さんです。三鷹市域で多数出土する縄文土器等についてのアドバイスや講演会等の講師などにかかわっていただいております。

次に、駒澤大学教授で、日本近世史学をご専門とされている中野達哉さんです。郷土資料の吉野家文書等の古文書などにかかわっていただいております。

続きまして、早稲田大学文学学術院教授で、考古学・旧石器時代をご専門とされている長崎潤一さんです。三鷹市では、野川流域に旧石器時代後期の石斧等が出土しており、それら出土品の保存・活用等にご助言をいただいております。

続いて、工学院大学准教授で建築史学・都市史学をご専門とされている初田香成さんです。旧日本無線三鷹製作所などの近代化遺産の建造物の調査などにかかわっていただいております。

次に、元法政大学教授で、歴史学・文化財政策学をご専門とされている馬場憲一さんです。当初から三鷹型エコミュージアムの推進や大沢の里古民家の復元などにご助言をいただいております。

次に、東京農業大学教授で植物学をご専門とされている濱野周泰さんです。国の史跡に指定されております玉川上水の植生などの講演会等にかかわっていただいております。

最後に、国際基督教大学博物館・湯浅八郎記念館館長代理で、博物館学をご専門の福野

明子さんです。大沢の里古民家の展示についてご助言、ご提案等をいただいております。

以上の候補者の方々につきましては、既に文化財保護審議会委員の再任についてご内諾をいただいております。

なお、下から3番目に記載されております馬場憲一さんにつきましては、任期が10期となっておりますが、三鷹市基本計画にある三鷹型エコミュージアムの推進について総括的にご専門を生かしたさらなるご助言をいただくため、引き続き候補者とさせていただいているところでございます。

私からのご説明は以上です。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

今までの実績だと、審議会は年間何回ぐらい開かれているんですか。古谷課長。

○古谷教育部参事 7回から8回程度です。

○高部教育長 はい。いろいろ、出土品もありますし、古民家のこともありますし、今、プロフィールにあるように、三鷹にかかわった活躍をしていただいて、市民講座も大分人気があるようですから、ぜひ続けてください。

○古谷教育部参事 はい。

○高部教育長 いかがでしょうか。よろしいですか。

では、ご質問、ご意見等がなければ採決いたします。議案第29号 三鷹市文化財保護審議会委員の委嘱につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 教育長報告

○高部教育長 引き続き、日程第3 教育長報告に入ります。

それでは、私のほうから、お手元に市議会の一般質問通告一覧がございますので、ごらんいただきたいと思っております。

今年の第2回定例市議会が6月8日から6月29日で終了いたしました。その中で、初日、2日目の2日間で一般質問20名ございましたけれども、そのうち12名が教育長に対するご質問でしたので、ご報告をいたします。

まず、1番目、西尾勝彦議員です。質問は、2の学校図書館及び学校司書の役割ということで、具体的には、学校図書館が今、授業に出づらい子どもたちの居場所になっていて非常に重要なのではないかというご質問でした。

三鷹市にもそういう生徒が数名おりますけれども、一時的な居場所の一つとして、スクールカウンセラーや教員とも連携しながら支援をしていくというふうにお答えしました。

それと、あわせて、図書館司書の研修の充実ということでございますけれども、これは学校に司書教諭というのがおります。それが中心となって図書館司書と情報共有し、また、公共図書館にも司書がおりますので、そういった専門研修、さらには、こういった今の子どもたちの、いじめも含めた動きとか、図書館司書としての役割については、総務課や指

導課からもレクチャーを行って、子ども理解やスキルアップに努めているというふうにお答えしました。

次に、4番目、大城美幸議員です。教職員の働き方改革ということで、(1)の文科省については、市長が審議会の委員になっていますので市長への質問ですけれども、(2)が教育長に対する質問ということで、具体的には、先ほどの働き方改革プランの作成に当たって、市内の教員の勤務実態調査や、あるいは教員の声の反映はどのように行ったのかというご質問でした。

プランを作成するに当たっては、三鷹市の教員も含めた東京都の実態調査、あるいは、国の調査もサンプルとして参考にするとともに、プロジェクト・チームへも教員が参加しておりますし、あるいは、先日の教育委員会と教員との懇談会での意見交換、さらに、素案についても全ての教員から意見聴取を行って、その反映に努めたというふうにお答えしました。

それから、もう1点は、実効性のあるプランとしてこれからどんな業務の見直し、改善を行っていくのかという質問がございました。

もう既に今年度からいろいろな研修や委員会の精選、会議の回数や会議時間の短縮を行うほか、専門スタッフ、補助スタッフも順次配置していますとともに、これから、学校での退庁目標時間などタイムマネジメント、そして部活動の適正化など、総合的に取り組むことによってプランの実効化を図っていくというふうにお答えしました。

次が6番目ですけれども、嶋崎英治議員です。質問は、やはり働き方改革ということで、特に(2)、(3)、教育委員会の働き方改革プラン、それから、教職員の労働安全衛生ということでご質問がございました。

特に、具体的には、プランを立てるときに修正箇所があつて、具体的には、学校行事に関する部分から「負担軽減」という文言が削られたのはなぜかというご質問でした。

これは、まさに教育委員会で議論された中身なんですけど、やはり、学校行事というのは教員の本来業務ですので、そういった業務そのものが負担であるというような誤解を生じかねないような文言は、修正をして、効率的な開催、運営の工夫ということで適切な文言修正をしたというふうにお答えしました。

それから、週当たり60時間を超えている教員の現状ということでですけども、これは都の調査でも明らかなように、小学校ですと37%、中学校ですと68%、現状、三鷹市も、七小、七中はちょっと少なかったですけれども、でも、全市的にはほぼ同等な状況だろうという認識のもとで、労安体制については、今、50人未満の学校については、労働安全衛生体制の一つとして衛生推進員を置くことになっていますので、それは副校長に発令をして、業務を担っていただいているというふうにお答えをしました。

それから、最後のPTAについて再びご質問がありました。この趣旨は、任意加入を前提にして、そういった入会、退会の規約改正を行った学校は幾つかということでございまして、これは、自主的、自発的な活動ですので、その中で今、約半分くらい、12校については、そういった入会、退会の規約を設けているところです。これからも、そういった任意加入の原則、活動の意義、あるいは運営方法の改善についても、事務局として支援を

していくというふうにお答えをしました。

次は7番目の伊沢けい子議員です。庁舎の建替えについての関連した質問の中で、新庁舎の構想の中では、教育委員会事務局をはじめとした委員会も分散しているところを集約するという案になっているのですが、その中で特に教育委員会事務局は、伊沢議員からは、新庁舎に移さないで、今のまま教育センターに残したらどうかというような意見を含めたご質問でした。

これについては、やはり、市民の利便性とか、あるいは、職員の職務能率向上のために、委員会の独立性を阻害するものでは全くありませんので、そういう効率性の観点から一体的な整備をする方向で考えているというふうにお答えしました。

それから、次に9番目の渥美典尚議員です。ご質問は、2の外来種に関する教育ということで、特に、ペットの放流が、池とか公園とか、そういうところで生態系に影響を与えている、そういったことを小学校のうちから学習すべきではないかという提言を含めたご質問でした。

今、実際、小学校2年生で、例えば、生活科の授業の中で、アメリカザリガニという外来種を例に、ペットとして飼う場合は最後まで飼うようにということで、そういう指導も行っていると同時に、身近に井の頭公園ですとか丸池でのかいぼりという体験がございますので、そういうことも貴重な機会として子どもたちの積極的な参加を促していくというふうにお答えしました。

次に、11番目の土屋健一議員です。水防訓練に関連をして、(2)のイ、水防訓練等の拡充について、それから、(3)のウ、小・中学校における水防教育についてということで、特に中学生に対して水防訓練の積極的な参加を呼びかけたらどうかというご質問でした。

今現在、学校の中では、安全教育プログラム、あるいは東京防災に基づいて、風水害等についても学習しているところです。そして、今後、市で行うような総合防災訓練の中に水防訓練も取り入れて、その中で市民や中学生の参加も呼びかけていくということで、市長部局と連携した取り組みを考えていくというふうにお答えしました。

次に、13番目、石井良司議員です。ご質問は1の(3)、これは市内の建設開発事業に伴う小・中学校への影響ということで、特に下連雀五丁目第二地区の開発事業に伴っての現状分析と今後の対応ということでご質問がありました。

ご案内のように、1月に教育委員会として対応方針を定めて、先ほど事業報告でもあったように、3学園、7校のコミュニティ・スクール、あるいはPTA役員、保護者、そして近隣住民への説明会を順次、実施しているところでございまして、近々、この説明会のやりとりの中の疑問を、会議録を公開していくということと、それから、青少対、交通対、新しいエリアに住まわれたときの、そういうコミュニティのかかわり方もありますので、そういった方たちへの説明会と、さらに、もう一度、それぞれの学園ごとの保護者、住民へも丁寧に説明を進めていくというふうにお答えしました。

次に、14番目の大倉あき子議員です。LGBTを中心とした多様な性を尊重する社会の構築ということで、教育長に対しては一番最後、(2)の教育現場における取り組みということで、特に具体的には、教員研修の充実ですとか、あるいは、性的マイノリティの児

童・生徒にも十分配慮した支援をとということでご質問がございました。

今、管理職は東京都の研修に必修で参加していますし、各階層の教員についても、人権教育プログラムを活用した研修を行っているところでございます。さらに、保護者や児童・生徒からも相談しやすい環境を整えるとともに、今現在、事例はありませんけれども、そういった場面が生じた場合には、トイレや更衣室の対応、あるいは、宿泊行事の対応、本人の意向も踏まえながらきめ細かい対応をしていくということと、全校的な取り組みとしても、そういった性的なマイノリティがいじめや差別、偏見につながらないように人権教育を進めていくというふうにお答えしました。

次に、15番目、赤松大一議員です。全て教育長に対する質問ということで、熱中症、それから、教育委員会でもよく議論になります、通学時に非常に荷物が多いということで、「置き勉」というのがちょっと新聞に出たことがありましたけれども、その実態がどうかということ。それから、救命体制ということで三つのご質問がございました。

1番目の熱中症については、特に具体的に、WBGTという暑さ測定の簡易版がありまして、そういう実態と冷水機をどれだけ置いているかというご質問、具体的なものがありました。

そのWBGTという、暑さと湿度と気流など、四つ項目がありましたが、そういうものの測定を基に日本体育協会で一定の指針が出されているものです。三鷹では2校でそういうものを設置して、運動を制限したり、水をこまめに飲むとか、そういったものを手がかりとして対応しているというふうにお答えしました。

冷水機については、市費ではないのですけれども、三中では、1台設置して行列ができているというお話をしました。これはコストのこともあります。それから、今、市では空調を全て普通教室も特別教室も備えていますので、特にこの時期については、子どもたちに水筒を持たせて水分補給する、あるいは、体育的な行事についてはきちんと状況を見て体育館で行うとか、あるいは、休憩を適宜取り入れるといったことで、今年度は特に発生はしていませんけれども、熱中症対策に留意しているというふうにお答えしました。

それから、荷物の件ですけれども、確かにこれ、はかってみましたら、小学校だと高学年で5キロぐらいなのです。中学校の場合ですと差があって、7キロから14キロぐらいです。それはやはり道具類、置きどころがないので、特に部活のスパイクとか、ミットとか、バットとかを一緒に持ってくると14キロぐらいになって、セカンドバッグもいっぱいになってしまっている。今、学校では、家庭学習に支障がなければ、ロッカーにいろいろ、教材や教科書を置いていくことも、一応、可能にはしています。その分、ロッカーが少し乱雑になってしまっています。

特にご心配いただいたのは、小学校1年生が給食の用具だとか、書道だとか、絵の具だとか、体育だとか、それが集中して今日みたいな雨だと、傘を差しながらランドセルでセカンドバッグと、それは交通上も健康上も危ないのではないかということでしたので、この前、校長会にもそういうご質問があったことの情報も提供しながら、そういうことが分散化できるかどうかも含めて検討するようということで、学校においても検討するようお願いをしました。

それから、最後の救命体制については、これは杏林大学の保健学部が八王子にあったときに、学校にもいろいろかかわっていただいて、地域との連携で大学の資源、杏林大学の保健学部には救急学科というのものもあるそうなのです。そういうものをもっと活用したらどうか、連携はどうなっているのかということで、今、中学校も、学生ボランティアと連携しながら、4校か5校は、日程調整しながら学生にも入っていただいて、今、普通救命講習を受けるようになっていきますから、そのときのアシスタントとして学生が入ってくれば、もっときめ細かい指導になっていますので、日程を調整しながら、より充実に努めるというふうにお答えしました。

次に、16番目の粕谷稔議員です。ご質問は、1の(3)、これは自転車利用の安全対策ということで、啓発、それからボランティアとの連携ということでご質問がございました。

今、それぞれ、学校も交通安全対策地区委員会の方に協力をいただきながら、保護者参加型で自転車安全教室を開いたり、あるいは、中学校ですと、スケアードストレート方式といって、スタントマンによって、ほんとうに事故の現場の生々しいものをリアルで見せて、そういうことで実践を取り入れた交通安全指導を行っているというふうにお答えしました。

次に、18番目、石原恒議員です。これは国で取り上げられている事案とも関連した公文書の扱いということで、教育長に対するご質問は(1)と(3)なんですけれども、公文書の性格をどう捉えるかということと、学校で生じている具体的なテスト、あるいは、児童・生徒の作品、コミュニティ・スクール委員会での会議資料を具体的にどう扱っているかというご質問でした。

公文書については、三鷹市の場合、自治基本条例にも定められておりますけれども、公文書というのは市民の共有財産であって、知る権利の保障が市民参加の実態的な保障になる、非常に重要なものだというふうに捉えております。行政固有の財産ではないということで、意思形成途上のものできちっと非公開事由に該当しなければ公開するという姿勢を持っているというふうにお答えしました。

それから、学校で発生するいろいろな文書等については、これは作成主体がそれぞれでするので扱いはそれぞれ異なるのですが、教員がつくったテスト問題、あるいは、コミュニティ・スクール委員会の会議の資料というのは、これは本来、学校の組織の中で、あるいは学園組織の中でつくられたものですから、公文書として教育委員会が、三鷹市でつくっている文書取扱規程に準じた統一的な運用を図っているというふうにお答えしました。他方、児童・生徒がつくった作品とか、児童・生徒の学力テストの結果については、教員がきちっとその評価を記録して、作品そのものは児童・生徒に返却をする、公文書そのものではありませんので、そういう扱いをしているというふうにお答えしました。

特に問題になったのは、いじめの関連文書、神戸市の例でしたね。情報が公開されなかったということで、それを三鷹市であればどう扱うのだということでしたけれども、今お話ししたように、職員がつくったメモだと、だから非公開なんだというふうに神戸市は言っているようです。他市は他市でいろいろな条例、規定があるでしょうけれども、三鷹市の場合はどうかといいますと、今、私的に会議録で筆記しているものについては、これは

全くメモですけれども、それが会議の中に付されたものとか、あるいは、決裁途上になったものというのは、これはもう既に公のものになっているということなので、意思形成途上のもので三鷹市は公文書として捉えているというふうにお答えしました。

それから、最後、19番目の半田伸明議員です。ご質問は(2)中学生の衣がえについてというご質問で、具体的には、6月から衣がえということだけれども、一般社会の今の情勢と同じように、クールビズと同じように5月にすべきではないかというご質問でした。

中学校の場合についても、夏服、冬服がありますので6月を基準に衣がえをしておりますけれども、これは弾力的に、1か月程度の移行期間を設けて、その中で、天候も違いますし、温度も違いますし、子どもの状態も違いますから、そこは柔軟に対応しているというふうにお答えをいたしました。

以上です。

では、引き続き各課報告をお願いします。総務課長。

○高松総務課長　それでは、各課から報告させていただきます。総務課でございます。議案資料本冊の10ページになります。

まず、10ページの実績等報告につきまして、中ほど、6月13日と、その2段下、6月27日、学校訪問を第二中学校、また第三小学校で実施いたしました。ご出席ありがとうございました。また、下から2段目、7月3日には、東京都市町村教育委員会連合会の第1回研修推進委員会が東京自治会館で開催されまして、高橋委員にご出席をいただいたところでございます。

11ページの予定等報告について、上から2段目、7月9日には、今度は第四小学校の学校訪問を予定しておりますので、よろしく願いいたします。また、中ほど、7月23日から27日までの予定で、監査委員によります平成29年度の決算監査が予定されているところでございます。その下、7月30日には、本年度第1回目の総合教育会議を予定させていただいております。

私からは以上でございます。

○高部教育長　次、教育センター、田島課長。

○田島総務課施設・教育センター担当課長　私のほうから、12ページ、13ページについてご報告をします。

まず、12ページの下のところ、6月9日(土)に科学発明教室、これは第1回目の科学発明教室のA・Bコースが行われております。29日には教員向けの情報セキュリティ研修を実施しました。参加者は22名でした。

右側の13ページは、7月7日に第1回目の科学発明教室のC・Dコースが行われる予定です。

ここで、別紙のホームページの資料があります。「市立小・中学校のブロック塀などの調査・点検結果について」という資料をご参照ください。

6月29日に、ごらんのようなホームページを上げさせていただいております。今回、大阪府北部を震源とする地震の関係でブロック塀の話題があったと思うのですけれども、これに対して緊急に三鷹市でも学校を点検させていただいております。その中で、学校の

外周にかかわるところで道路に面する塀について確認をさせていただいたのですが、通学路、道路に面する塀について、法令に適合しないものはありませんでした。一方で、学校の隣地に面する法令に適合しないブロック塀について、3校4か所ありましたので、それについてホームページで公開しているものになります。

具体的に言いますと、第一中学校で1か所、それから、第二小学校で1か所、第三中学校で2か所、全部で3校4か所のブロック塀が、法令に規定する部分での適合性がなかったという形になっております。

特に第一中学校のブロック塀なんですけれども、ブロック塀が1.2メートル以上ある場合には、控え壁と言いまして、Tの字で壁が倒れないような形でやらなければいけないのと、ブロック塀自体が2.2メートルを超えてはいけないという今の法令があるのですが、そここのところで、第一中学校については2.2メートルを少し超えているブロック塀があったという形になっております。それ以外の第二小学校、第三中学校については、2.2メートルを超えてはいないのでありますが、控え壁等が適切になかったという状況になっております。

今後の対応については、改修の方法を含めて今、検討中でして、速やかに法令に適合するような形で改修をしたいと考えているところです。

それから、ブロック塀ではないのですが、東京都の調査の項目の中で、万年塀についても、傾斜を含めて、老朽化があるものについては報告をするよう通知が来ていまして、第二中学校の校舎の北側、裏側のところに万年塀があり、その一部に少し傾斜がありました。その部分についても対応をすることを報告させていただいているところです。以上です。

○高部教育長　ご質問はまた後ほどまとめていただきたいと思っております。次に進めたいと思っておりますので、学務課お願いします。

○桑名学務課長　14ページの実績等報告をごらんください。

6月6日に地域の見守り活動の一層の充実を図るため、本年度、防犯カメラの設置を計画している学校のうち、高山小学校で、学校と保護者、地域の皆様で設置場所を検討する第1回目の協議会を開催いたしました。27日には第七小学校で、昨日5日には高山小学校で協議会を開催しております。今後、第四小学校も含めて具体的な設置場所の選定を行ってまいります。

続きまして、15ページ、予定等報告でございます。一番上、明日7日になりますが、平成31年4月から学校給食調理業務の民間委託を予定している第四中学校において、保護者向けの説明会を開催いたします。業務委託による学校給食の運営が行われている学校は、市内22校中17校で実施しておりますので、第四中学校は18校目の委託となります。この後、8月より事業者の公募・選定手続を行っていく予定です。

次に、3番目、7月11日ですが、学校給食において三鷹産野菜の日を実施いたします。昨年度は6月と12月に、小・中学校22校において、東京むさし農業協同組合と連携して行った三鷹産野菜の日でございますが、本年度も引き続き小・中学校22校で実施いたします。当日の献立はカレーを予定しておりまして、市内産のタマネギ、ジャガイモ、

ナス、トマト、それから、副菜、サラダに使用するキュウリを給食で提供する予定です。

それから、本日、席上にお配りさせていただきました「下連雀五丁目第二地区開発事業に伴う対応方針に関する説明会」（経過報告）をごらんください。

本件は、4月と5月の定例会でも口頭で報告をさせていただきましたが、関係する学校の保護者、近隣住民等への説明会の内容に関しまして、途中経過ではございますけれども、ご報告をさせていただくものです。

3月と4月に、関係する学校の保護者及び近隣住民への説明会を開催しました。説明会には、市側から、教育委員会の部課長のほか、都市整備部と子ども政策部の関係課長も同席しております。

主な質疑応答につきましては記載のとおりでございますけれども、2ページ目の第六小学校での説明会の際には、下連雀五丁目の当該地区の西側隣接地域にお住まいの保護者の方から、お子さんが入学する学校がどちらの学校になるのかという質問に関連したものを複数いただきました。

現行の指定校変更基準に該当する場合は、それぞれの学校への指定校変更が可能になること、さらに、今回の指定校変更に伴い基準を変更する項目については、必要に応じて検討していきたい旨のお答えをしております。

なお、こちらの説明会の要旨は、現在、三鷹市のホームページに掲載しております。引き続き、関係者、保護者への説明会等を開催いたしまして周知を図りながら進めてまいります。

学務課からは以上でございます。

○高部教育長 はい。次、指導課お願いします。

○松永指導課長 16ページ、17ページをごらんください。

まず、実績報告になります。小学校の自然教室が順次実施されておまして、下から4行目になりますが、この7月3日から本日6日の金曜日までということで、東三鷹学園が自然教室のほうに行ってお戻りしますが、これをもちまして、小学校の全自然教室が終了ということになります。今のところ、自然教室中の大きな事件・事故等の報告はないところなので、各学園の中で2校ないしは3校で、あわせていろいろなことを行ってきたわけですが、6年生の子たちはすごく楽しい思いということで報告を受けているところです。

この後の予定は17ページのほうになります。20日に1学期の終業式ということで、この後、夏季休業日に入っていくということで、現在、学校のほうは学期末に向けてということで、さまざまな取り組みを進めているところです。

今日は、私のほうから、ここに記載されている内容以外のことで3点ほどお話をさせていただければと思います。

1点目が、1学期が無事に終わりましたというふうな形でご報告させていただきたいところではあるのですが、子どもたち、今、さまざまなことがある中で、6月13日に第一中学校の3年生の女子生徒が、自転車による交通事故で救急搬送されまして病院に入院しました。自転車の事故なんですけれども、生徒が道路を自転車で横断中、普通貨物

自動車と接触して転倒。そこで頭蓋骨骨折及び肺挫傷ということで、結構大きい事故だと思います。幸い、命に別状がございませんで、その日、中での出血等がすごければ手術かなといったことがあったのですけれども、幸い、CTの検査の結果、出血がないということで手術をせずに、ということで済みました。翌日には意識も完全に戻り、意識障がいは見られないということで一般病棟に移りながら、リハビリテーションしながらということで学校のほうにも戻るといってやっています。

三鷹は自転車による交通事故が多いというふうに言われているところなのですが、指導課、教育委員会としましても、学校のほうにも改めて通知を發出しながら、自転車による交通事故が起きないようにということの指導の徹底について、改めてさせていただいたところではあります。

2点目になります。お手元に、平成30年度夏季休業日中の学校閉庁日ということで一覧を配らせていただいたところではあります。先ほどのプランをつくったところから、具体的な取り組みといったところの一つになります。プランの中では、山の日前後の土日を含めた5日間以上の学校閉庁日を設定していきましょうということでやったわけですが、今、各学校、学園で取り組みを進めていただきまして、特に三鷹中央学園の小学校、三小・七小のほうで、5日間のウィークデイと前後の土日2日間つけて9日間ということで設定をされました。また、第四中学校のほうも、11日から16日の6日間ということで、このような設定をされています。基本的な形は、当初の予定どおり、山の日の11日から土日休んで、その後の平日3日間ということで設定された学校が多かったということです。

これに基づいて進めているところではありますけれども、さまざまなことが、この7月ぐらいから、働き方改革について動き始めております。今、各学校のほうで目標等を設定しながら、具体的な取り組みを進めているところではありますけれども、全校での取り組みとして、一つは、この学校閉庁日について、もう一つは、留守番電話の設置についてということで進めているところではあります。

留守番電話のほうではありますけれども、これは学校が勝手にできることではありませんので、保護者にどう理解を求めていくのかということで、教育長名、それから各学校の校長名の文書で通知文を出そうということで、この間、進めています。

一つは、教員の勤務時間をその中に明記したこと。午前8時15分から午後4時45分までが勤務時間であり、また、午後3時45分から4時30分までが休憩時間であるということその通知の中に書きましょうということでやりました。

また、学校への電話等での連絡についてなんですけれども、定時退勤の促進をしていこうということでありますので、本来であれば午後4時45分からは、もう自動的に留守番電話ということになるのですが、さすがにそういうわけにもいかないだろうといったことも含めて、在校時間、平日は11時間までにしましょうということで考えたときに、午後7時に留守番電話に切りかわるような設定でやっていきますということについてのご理解を求めるといって、この通知だけではなくて、保護者会等の中で今、学校からもきちっと説明をしてもらっているところではあります。

この中で、基本的には、留守番電話のメッセージが流れるようになりますけれども、流れていく中で、緊急の重大な事故・事件等があった場合は、三鷹市役所の休日夜間受付窓口のほうにご連絡をいただくことで、そこから教育委員会の部課長のところに、それぞれの所管に関する事で連絡が入るようになっておりますので、そちらから各学校のほうに校長先生、副校長先生等を含めて連絡をしながら対応をしていこうということでやらせていただいくということを進めております。7月17日から、この留守番電話につきましては、稼働させるということで動いているところです。

3点目です。A3判2枚ございますけれども、「平成29年度に発生した三鷹市立小・中学校における体罰等の実態について」をごらんいただければと思います。

東京都のほうで6月下旬に、こちらの「平成29年度の体罰等の実態について」というのが公表されています。それを受けまして、東京都と三鷹市の状況ということで、今日をご報告をさせていただきたいと思っております。

平成29年度、三鷹市における、いわゆる体罰の案件はございませんでした。しかしながら、不適切な行為というもの、不適切な指導、行き過ぎた指導、暴言等というものがあるのでございますけれども、これらのうち暴言等に当たるものが小学校で1件、中学校で1件ございました。

もう1枚の2枚目のほうをごらんいただけますでしょうか。不適切な行為（暴言等）ということになっています。この下のほうに、不適切な行為が具体的にどのようなものなのかということが書かれておりますけれども、不適切な指導は肉体的な負担をかけるようなもの、暴言等は精神的苦痛、負担をかけるようなもの、行き過ぎた指導、これは特に運動部活動やスポーツ指導に関しての部分が多いのですけれども、児童・生徒の状況に適合していない過剰な指導であると、この中の暴言等です。

具体的な内容として、教員が児童・生徒に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動というふうに言われているものです。今回、2件ございましたけれども、1件は小学校案件、南浦小学校です。こちらでは、この教員、行為者は、前の時間の授業中に私語がとまらず、再三注意されていた児童4人に対し指導していた際、当該児童の机4つを廊下に放り出し、数分間、廊下に立たせたということです。廊下に机を出すといったところの部分を含めて、子どもに恐怖感を与えたのではないかとということです。こちらにつきましては、平成30年3月8日に行為者及び校長に市教委より指導しております。

それから、もう1件が中学校の部分です。不適切な行為、これも暴言等ということです。第五中学校です。平成29年6月30日、授業中です。行為者は、3時間目の授業中に生徒が暴言を吐いたことに対して感情的になり机を蹴ったということなんですけれども、子どもには肉体的な形での被害はなかったんですが、机を蹴るという威嚇的な行為、これを暴言等と、暴言というと、どうも言葉でという感覚なんですけれども、恐怖感を与えるものというのは、暴言等というカテゴリーに入るということで、このような2件についてご報告をさせていただいたところです。

いずれのケースも、教員のほうが感情的になってという行動で起こった部分だというふ

うに考えられます。そういった意味では、学校の中でのさまざまな体罰防止研修を今、進めているところですが、その中でも、いわゆる怒りを静める、アンガーマネジメントの研修に力点を置いて行っているところなのですが、まだまだそういったことが起きてしまっているという非常に残念な状況がございました。学校、それから校長等にも、その部分についての指導をしていく中で、この後、また7月の服務事故防止の研修がそれぞれの学校で企画されていますけれども、その中で体罰防止についてきちっと徹底していきながら、特にアンガーマネジメントについての部分を重視しながら、各学校での研修の実施について、今、やるようにということで指導、指示をしたところでございます。

私からは以上です。

それから、学園開園の10周年記念のことで、担当課長のほうから報告させていただきます。

○福島指導課教育施策担当課長 本日、第一中学校をメイン会場にして連雀学園10周年の記念集会が行われました。第一中学校をメイン会場に、あと三つの小学校、四小、六小、南浦小を同時に中継ができるようにスカイプというソフトを使って行いました。第一中学校の生徒会が中心となって進行していました。児童会の代表児童がそれぞれ挨拶をし、学園長の挨拶、CS会長の挨拶という流れで約30分間の記念集会を行っておりました。

小学生は主に中学生の憧れについて話をし、中学生は小学校時代の思い出話を織りまぜながら、中学校に来たら知っている先生がいてよかった、もう既に友達になっていてよかったという話が含まれていました。

午後には縦割り班活動ということで、中学生がそれぞれの出身小学校に行って縦割り班活動を行っているということで、ちょうど今、終わったくらいの時間なんですけど、それについて、みんなで楽しみましょうということで記念の集会が行われていました。

私からは以上です。

○高部教育長 次、図書館をお願いします。

○田中図書館長 図書館でございます。18ページ、19ページをごらんください。

まず実績の報告ですが、6月19日は太宰治の命日、桜桃忌を捉えて、まず、テーマ図書では太宰治の作品をご紹介します、展示では、「太宰治を偲んで」ということで、太宰と三鷹をポイントに置いて、写真パネルの展示を行っているところでございます。

イベントでございますが、第6回目の「わん！だふる読書体験」ふれあい教室、読み聞かせ体験を実施させていただいております。また、今回も好評をいただいておりますが、この6回目、フジテレビ報道の取材を受けまして、フジテレビのプライムニュースイブニングという30分の番組ですが、3分間ほど「わん！だふる読書体験」、特に読み聞かせ体験を中心に三鷹市立図書館の取り組みについてご紹介をいただける予定となっております。

続きまして、6月13日（水）は学校図書館・市立図書館連携に関する連絡会を実施しました。今回は総務課、指導課の職員の方も参加をし、情報共有をさせていただくのと、市立図書館からの今後の連携についての意見交換等をさせていただきました。

21日（木）は読み聞かせ入門講座「はじめての読み聞かせ」と題しまして、ここ数年

行っております学校などでの読み聞かせを始める方を対象に、東京子ども図書館の職員の方をお招きして講座を開催しております。27人の方にご参加をいただき、本の選び方や実際の読み聞かせの技術について学ぶ講座となっております。

また、26日(火)からは音訳ボランティア基礎講座を開催しております。こちらは、9月までで計9回、新たなボランティアの養成として、NPO法人のDAISY TOKYOの講師の方をお迎えして講座をスタートしております。

19ページをごらんください。予定ですが、本日午前になります、「子どもの心を育む読書」として、作家・翻訳家で知られている石井桃子さんのドキュメンタリー映画を上映し、親戚で25年間、仕事をサポートしてきた藤森洋子さんをお迎えして、当時、石井桃子さんがどのような形で作品を子どもたちに伝えていきたかったのかということをご紹介する講座を開催したところでございます。

また、6回目になります、「中高生におススメ!POP大賞」を、夏休みに入りまして開催をさせていただきます。

最後になりますが、7月25日(水)、三鷹市文庫連絡会講習会「歌人・天野慶さんと楽しむ はじめての百人一首」を開催いたします。こちらの天野慶さんは、三鷹市立第二小学校、第二中学校の卒業生で、歌人として、また百人一首を広めていく活動をされている方で、初めての取り組みとして開催をさせていただきます。

図書館からは以上でございます。

○高部教育長 次、スポーツと文化部お願いします。

○向井教育部理事 スポーツと文化部については、20ページ、21ページになります。

初めに文化施策について、20ページの行事実績等の報告からです。6月は、今、図書館のほうでも報告がありましたけれども、太宰治関連の事業をスポーツと文化部でも実施しております。

まず、6月12日(火)、第34回太宰治賞の贈呈式が開催されました。応募作品総数1,312編の中から、受賞者は錦見映理子さんという方で、「リトルガールズ」という作品が受賞しました。

続いて、6月15日(金)、第18回太宰治朗読会、これは芸術文化センター星のホールで開催され、「太宰を聴く」と題しまして、俳優の松重豊さんの朗読で太宰治の作品3点を聞いていただきました。

さらに6月16日(土)から約1か月間、7月16日の海の日までの期間でありますけれども、今年は没後70年となる太宰治の特別展「太宰治 三鷹とともに」を三鷹市美術ギャラリーで開催しております。この特別展は、太宰が亡くなるまでの約7年半、数々の作品を生み出した三鷹時代の太宰に焦点を当てて、貴重な資料等を展示、紹介をしているものでございます。

私からは以上です。

○高部教育長 古谷課長。

○古谷教育部参事 生涯学習課から、実績と行事予定についてご報告いたします。

実績でございますけれども、6月26日に三鷹市生涯学習審議会の第5回定例会を開催

したところでございます。

予定につきましては、来週9日に第2回の文化財保護審議会を開催する予定でございます。また、7月22日にはエコミュージアム交流会ということで、二部構成で、ICU(国際基督教大学)のウィリアム・スティールさんの講演と、三鷹市内で文化財の保護活動や研究に当たっていらっしゃる市民の方の交流会を実施する予定となっております。

それ以外は、今年11月に開設いたします古民家の一般公開に向けた気運醸成の事業としまして、ワサビや蚕に関する講座等を実施しているところでございます、今後も引き続き実施していく予定でございます。

以上です。

○高部教育長 平山課長。

○平山教育部参事 スポーツ推進課からです。20ページの中段ですけれども、6月11日に第27回三鷹市民駅伝大会第1回実行委員会が開催されました。この会議の中での内容ではないのですけれども、ポスターの作成の関係で、「中学生も走るつながる仲間」というテーマで、今年につきましては第一中学校の美術部の皆さんに絵を13枚おかせいただきました。その中からポスターに1枚の作品を採用させていただき、作成を進めているところです。

また、11月25日に開催される駅伝大会につきましては、昨年同様、中学生を30チーム募集することを予定しております。また、当日の中学生のボランティアとしても10人程度、お願いをさせていただき予定をしているところでございます。

次に、21ページの予定ですけれども、明日、7月7日、上段のところですが、第8回綱引き交流大会、10チームを募集いたしました。昨年同様6チーム、基本的にはおやじの会の皆様のチームに応募いただいています。第一小学校、第六小学校、中原小学校、井口小学校、羽沢小学校、そして第五中学校からご参加をいただいております。

また、その下、同じ日でございますけれども、府中調布三鷹ラグビーフェスティバル2018ということで、こちらは小学校・中学校の児童・生徒の皆様、1枚ずつご案内をさせていただいているところでございます。昨年、参加者2,000人ございました。今年は天気が不安定でございますけれども、雨天でも実施していくところでございます。

事前申し込みのタグラグビー教室、各市20名ずつ募集しましたところ、三鷹市につきましては今、13人ということで応募をいただいているところでございます。

以上でございます。

○高部教育長 以上で報告を終わりました。委員の皆様のご質問をお願いいたします。須藤委員。

○須藤委員 先ほどの市立小・中学校のブロック塀の調査の結果についての件なんです。例えば、子どもたちの通学路上の塀とか、そういったものは、今、調査対象として行われているのでしょうか。

○高部教育長 学務課長。

○桑名学務課長 通学路の調査については、今、学校のほうには、来年度の整備に向けたという形の調査をお願いしております、調査依頼を発信した後に、この地震が発生し

たというようなタイミングでした。ですので、通学路の整備要望というか、そういう点検をする際に防災の観点も含めてということで各学校にはお願いをしているところです。

○須藤委員 わかりました。

○高部教育長 学務課でも行っていますし、市の都市整備部のほうでも、やはり公共施設も含めて、学校だけではなくて、市内のブロック塀の安全性、ひいては、生け垣助成を強化してそちらに誘導していこうということもありますので、それは徐々に、また市長部局と連携しながら、安全点検しながら改善についての方法をどうするか、進めていくことになっていますよね。

○須藤委員 ありがとうございます。

○高部教育長 よろしいですか。畑谷委員。

○畑谷委員 今回のこのブロック塀とか万年塀に関して、公共施設というか、公立の小・中学校はもちろんなんですけれど、民間の私立の幼稚園や学校がありますよね。そういうところへの指導というのはいないんですか。

○宮崎教育部長 学校施設ということでありますと、幼稚園が一応、学校施設というふうになるんです。三鷹の場合、公立の幼稚園はないのですけれども。私立の幼稚園については、子ども政策部がいろいろな補助金を出している助成の団体がございますので、その辺については、ちょっとこれから調べてみたいと思いますけれども、まだ、今はその話は聞いておりません。

○畑谷委員 意外と住宅街の中にある幼稚園がすごく多くて、普通の民家と隣接して、結構、ブロック塀で囲われているところが多いのではないかなという気がするんです。やはり、何かあったら子どもに影響があるので、公立の学校ということで今、結果報告を聞きましたけれども、三鷹市としては全体的に見るのも点検として必要なんじゃないかなと思ひまして。

○高部教育長 教育委員会が所管しているのは公立しかないけれども、今、東京都が調査した中では、私立のそういった幼稚園とか、私立の小・中学校については、この前、速報があったけれども、それは含まれているのでは。

○田島総務課施設・教育センター担当課長 東京都のほうのホームページが公開されていますけれども、それについては、今、教育長がおっしゃった、私立の学校も一応、対象として調査依頼をされているようです。

○高部教育長 では、東京都は公私を問わず把握しているわけですね。

○田島総務課施設・教育センター担当課長 はい。

○高部教育長 ただ、なかなか、学校の自立性があつて、教育委員会と私立がそういうレベルで連携したり指導する立場にはないので、もし、改善が必要だったら、自発的に、そういうところが東京都の指導を受けながら、三鷹市の公共施設課と連携してそういう改善をしていくと、そういう流れになると思いますけれども、それはまだ都市整備部から情報を得ていないよね、どういう動きになっているか。これからだと思いますので。

○畑谷委員 ありがとうございます。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。池田委員。

○池田委員 学校の留守電の時間なんです、19時からということで、今年からそういうことを始めたということで、今までとのギャップということで、あまりいきなり早い時間からというご配慮があったのだらうと思います。基本的には、執務時間が午後4時45分までということであれば、今後、様子を見ながらもう少し時間を早めていくという取り組みをしていただけたらなと思いますが、そのようなご予定はありますでしょうか。

○高部教育長 教育部長。

○宮崎教育部長 今、学校には管理受付員という者が配置されております。平日は4時45分から9時半までです。ですから、例えば、退庁目標時間が学校によって5時だったり、そういった場合は、その後、7時までの間は、そういった管理受付員が受けます。

○高部教育長 7時までいなくてはいけないということではないんです。だから、有人になっているから、教員が早目に退庁すれば、そういう受付員が有人で対応して、その後、7時から留守番電話に切りかえると、3段階があるということですよ。高橋委員。

○高橋委員 まず、先ほどの働き方改革のところで、もっと休んでくれるかなと思ったから休まない。スタートとしてはこうだと思わなければならない、やはり、働き方改革は、さまざまに学校で動き始めている部分があるかと思うので、それを、そのアイデアを、アイデアコンテストじゃないですけども、共有化して行って、いいアイデアはどここの学校でもやってみるというような試みも、ぜひやっていただきたいなと思うんです。三鷹中央学園を中心とした9日間の学校閉庁日は、どれだけその学校にとってリフレッシュのいい機会になったかみたいなことも、そういうところで共有化していただいて、そちらの方向を広めていかれるといいなというふうに思っています。

それから、学校図書館で過ごす生徒、不登校の対策として、わからなくはないんですけども、やはり、一時的に図書館で過ごしたとしても司書が対応するのは違うというふうに思うんです。そのあたり、図書館で過ごした子に対して、ちゃんとそれに対応するような制度があって図書館で受け入れているのだらうと思っているのですが、大丈夫でしょうかという点が1点です。

○高部教育長 指導課長。

○松永指導課長 働き方改革のほうにつきましては、今、やはり各学校が教員からの主体的な意見、アイデアも含めて、実際どう動くのかといったことで取り組みを始めたところです。また、好事例については当然、共有していきながら前に進みたいというふうに考えております。

学校図書館での不登校等の子どもたちの対応ですけども、実際問題、そんなにあるわけではないんです。ただ、一時的に、ちょっと今日は今、教室に入れられないということがあれば、担任の先生の許可のもと、じゃあ、図書室でちょっと気持ちが落ち着くまでいなさいということでやっています。その場合、基本的には、図書館司書の方が気をきかせて話かけていただくということもあるんですけども、決してそこが、例えば、カウンセラー的な職務を担ってくださいというわけではないといったところでやっているというのが現状かと考えています。

今後も、基本的には、図書館司書の方は、子どもの目から見ると、教員でもなく、カウ

ンセラーでもなくといったところで、わりと斜めの関係でいろいろな話ができるという声もいろいろなところで出てくるところはあるのですけれども、現実的には、学校の職員としての図書館司書さんには、何かつかんだ情報があれば学校の教員と共有しながら対応していきましょうということでのお願いはさせてもらうつもりです。

○高部教育長　ほかにいかがでしょうか。

○高橋委員　救急救命で大学連携をしておられるというのはすてきなことだと思うんです。大学がもっともっと学校の中に入り込める可能性があると思っていて、学校インターンシップという形で教育実習を変えようということの指示が文科省から出ていますよね。そういうものと連携をとりながら、定期的に大学生が学校に入るような制度をもっと活用していくことが学校にもプラスになることが多いというふうに思っています。

埼玉のほうでは、部活動インターンシップというのも始めました。体育系の学生は部活動インターンシップに行くことによって、何もお金とかは出ないんですけれども、修了証をいただけるんです。修了証をいただくだけなんですけれども、頑張っています。そういうこともアイデアとしてはあるのではないかなというふうに思います。

中学生のボランティアですけれども、スポーツの楽しみ方を広げるいい時期だと思うんです。先ほどおっしゃったようなボランティア、中学生でもできるボランティアってあると思うんです。スポーツは、するだけじゃなくて、見るのも楽しいし、支えるのも楽しい、そういうことを中学生の時期から体験できるようなところを、三鷹の枠をもっともっと開発していただいて、スポーツの楽しみ方を広げていただければありがたいと思っています。

それから、入学前の子どもたちにさまざまな援助を、金銭的な援助も含めてしていただいているというのは確かに、苦しい家庭にとってはありがたいことだと思っているんですけど、今回送っていただいた各学校だよりの中に、教材費が書いてあったところがあったんです。やはり、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円という金額の教材費が、とりあえず第1回目ですよと書いてあると、結構これは厳しいなと思ってしまいました。ほんとうに副教材として必要なものもありますし、遠足に行くときのお金もちろんかかりますでしょうから、それは必要な、最低限のお金にしてあるとは思っているんですけれども、その副教材を買い過ぎではないかなと思うことが、各学校を回ってみると感じないわけではありません。ほんとうに教科書を中心として授業をする。プラスアルファ、必要なものに絞り込んでいるのかどうかをチェックしないと、幾ら入学前にお金を渡したところで、その後、どんどん学校が必要とするということで教材費が上がっていくのでは仕方がないのではないかなということを感じています。

以上です。

○高部教育長　今、既にインターンシップの現状、いろいろありますよね、指導課長。

○松永指導課長　インターンシップについては、大学等と市、もしくは教育委員会が協定を結んで進めているところです。最初に始めたのは武蔵野大学との部分です。武蔵野大学に教員養成系の部分がありますので、あそこから学生が、曜日を決めて、この午前中みたいな形で授業等に入りながら、そこで教員の仕事を学ぶというようなことをしています。

もう一つは杏林大学との部分です。こちらも二つありまして、一つは、外国語学部等の英語科の教員の部分、もう一つは、養護教諭を養成するというので、プレ教育実習的な位置づけのところになるのですけれども、大学としても単位として認めながら、実際に学校現場の中で具体的な、例えば、養護教諭の、保健室経営について一緒に手伝ってもらったり、子どもの具体的な手当て等をするという場面に一緒にやらせてみたりとか、そのようなことで養護教諭体験をさせたりということで、今、進めているところです。

あと、三鷹ネットワーク大学の教師力養成講座の特別教育実習という形でやっています。もともと教師力養成講座につきましては、教員のインターンシップ制度ということで進めてきている経緯もありますので、あそこでやっていた子たちが実際、そのまま三鷹の教員にということもよくあると思います。進めていきたいなどは考えているのですけれども、大学のほうで制度としてやっていただけないと、なかなか厳しさが出てくるかなというふうには感じているところです。

現在、学生ボランティア等をお願いしたいということで、指導課のスタッフのほうで、この間も5つの大学、ちょっとPRに回ってということでやらせてもらいましたけれども、そういうボランティアだけではなくて、具体的な、学生さんにとっても単位等につながるメリットのあるものであると、よりいい制度になるかなというふうに考えています。

○高部教育長 次、スポーツボランティア、いいですか。

○平山教育部参事 ご指摘のように、スポーツボランティアについては、中学生も含めまして幅広い世代の方々に活躍していただけるような仕組みを検討してまいりたいと思います。オリンピック・パラリンピック等に向けても、そういった機会、活躍の場というのも多くあると思いますので、取り組んでいきたいと思います。

○高部教育長 四中で今年度やるパラリンピックの車椅子バスケットでの取り組みは、指導課長。

○松永指導課長 いわゆる、スポーツボランティアとはちょっと次元が違うことになるかもしれないのですけれども、第四中学校のほうで今年度、パラリンピック種目の車いすバスケットボールの応援校ということで、東京都のほうから指定を受けています。先日も武蔵野の森総合スポーツプラザのほうで国際大会があり、そちらのほうの応援にも行ったということがあります。

また、先日、その大会に出場するカナダチームが、SUBARU総合スポーツセンターのほうでキャンプを張るということで、そちらで交流をさせていただいたり、実際に車椅子に乗せていただいて、そこでバスケットボールを体験するというようなことも、5年生の子たち、4クラスがやらせていただいたりしました。そういう機会は捉えながらやっていくことと、先ほど、平山課長のほうからも話がありましたけれども、例えば、三鷹で言うと、市民駅伝であったり、それから、スポーツフェスティバルであったりといったところで、市民が参加するスポーツ大会がいろいろあるわけですが、そういったところには、これまでも中学生がさまざまな形で、スポーツボランティアということで参加をさせていただいてきていて、これは、子どもたちにとっても大変貴重な経験だと考えています。

○高部教育長 副教材の精選については何か考え方がありますか。

○松永指導課長 副教材については、指導としては、基本的に必要最小限のものでやりましょうということは各学校のほうには指導しているところです。ただ、よりよい授業をどうつくっていくのかという過程の中で、こういう教材を使って指導していきたいのだというようなことが各教科のほうで出てくるわけですが、最終的には、教科から出したものをそのまま出すのではなくて、学校単位で、何が、どう必要なのかといったことをもう一度精査する必要があると考えています。先ほどの教材が重い、カバンが重いということも含めて、何がどう必要なのかといったこと、どう効果を上げていくのかということ、それがまた指導方法にどう変わってくるのかといったこととセットで、また学校のほうと話をしていきたいと考えています。

○高部教育長 やっぱり教科ごとだと、熱心さのあまり、いい教材が子どもにフィットしているという、どうしても膨らんでいきますから、総合調整するのは何といたって学校長ですよ。それから、教科ごとのリーダー役も、やっぱり鷹教研なんか、学校長がチーフになっているわけですから、そういうことでいろいろな観点でやはり、総量規制じゃないですけど、ほんとうにそれが適切なのか、ひいては保護者負担になるわけだから、そこはやっぱりもうちょっとシビアにやっていく必要がありますね。

○松永指導課長 はい。先日も鷹教研の英語部会で話をする機会があったんですけど、多過ぎると、全ての英語科の教員がやっぱり言ってきました。

○高橋委員 そうですよ。副教材は届けなければ買えませんね。だから、届ける時点で把握はできているわけですよ、このぐらいの額をこの学校は使っていると。やっぱり、学校によってかなり差もあるのではないかと思うので、できるだけ必要最低限の中でやっていただきたいというふうに思っています。

それから、大学にはインターンシップのような形での連携というのは、もうマストなんですよ。だから、それはもう学校にとってもありがたい機会だと思います。英語の得意な大学も近くにありますが、体育関係の大学も世田谷にありますよね。ああいう大学にとってみると、学校が活動の機会を与えてくれているというのはありがたいことなので、ぜひ、少しずつでも形にしていればいいなというふうに思っています。

○高部教育長 インターンシップのほうは、学生も来やすいですよ、単位になるわけだし、こちらのほうも、ある程度の期間で使いやすい。今、それとは別に、1回1,000円で、学生ボランティアというのが、年間だと延べで600時間ぐらいあるんですけども、それはインターンシップではなくてほんとうにボランティアなんです。でも、学生って、かえって忙しいんです。

○松永指導課長 忙しいです。

○高部教育長 だから、なかなかそこがつかめないというか、600時間を埋めるというのが、一方では苦勞している、ほんとうにインターンシップ制度があるような学校だったら、そういうところから迎え入れて、受け入れて、学校としてもスタッフとして使えるという、そういうよさをPRしていく。

○松永指導課長 そうですね、それで大分うまく活用している学校もあるんです。学生

さんが、授業の一環として来てくれるというのは、学生にとって絶対のメリットだと思います。ただ、受け入れる小・中学校としては、この時間帯じゃなくて、もうちょっとほかがいいなということがなかなかできないのが苦しいところかなというふうに思います。そのマッチングが難しいです。

○高部教育長　ほかにはいかがでしょうか。池田委員。

○池田委員　体罰の実態なんですが、体罰はないということで、暴言等が小・中学校1件ずつ。指導の範囲内で小学校が3件ということなんですが、これは、全体としては非常に少ない件数でよかったなと思っています。このうち、暴言等については抜き出しをさせていただいて、これは、本人というのは、先生ご本人からの申し出があったということで把握されたんでしょうか。

○高部教育長　指導課長。

○松永指導課長　はい。2件とも教員からこういうことをしてしまいましたということで校長のほうに報告があり、その後、教育委員会のほうにも連絡があったということです。

○池田委員　なるほど。それに対して、指導の範囲内の3件というのは、これはどういう経緯で把握されたんでしょうか。

○高部教育長　指導課長。

○松永指導課長　指導の範囲内というのは、例えば、授業中に「こっちを向くんだよ」といって、子どもの手を取って体の向きを変えとか、そういうことです。これは、毎年、体罰の実態調査ということも含めて、子どもたちのほうから、「何かそういう嫌なことをされたりしたことがありますか」といったことで書いてもらいます。市のほうに上がってきたのは、先ほどの2件も含めて全部で14件あったわけですけども、これは、明らかに指導の中のことだよねというのと、それから、ちょっと強かったかもしれないねといったもので、この3件については、指導の範囲内ではあるけれども、全く問題のなかったことではないかもしれないといったところで上げたものです。これは、そばに寄って腕をつかんで廊下にそのまま引きずり出したというところまではいかないんですけど、連れ出したと、そういうケースだったり、話を聞くようにする際、机をバンバンと叩いてこちらを向かせるとか、それで、ちょっと過敏な子だったので、それがすごく嫌だったみたいな形のことを上がってきたものを、市としては、指導の範囲内ですということで都のほうに報告をさせていただいた案件です。

○池田委員　なるほど。そうすると、これは、今、小・中合わせて5件が件数として載っていますが、その14件から5件を除いた残り9件というのは、後から調査すると適切な指導だったということですか。

○松永指導課長　はい。

○池田委員　なるほど。指導の範囲内というのは、適切ではないけれども、一応範囲内だと、そういうくくりなわけですね。

○松永指導課長　はい。肉体的苦痛や負担を伴わないレベルで軽微な有形力の行使とする。

○池田委員　なるほど、わかりました。

○高部教育長　　今、体罰を疑う事例もできるだけ隠さないように、グレーゾーンのものとはともかく全部上げてくださると、いろいろな子どもの発言だとか、周りで見たいろいろな教員とか、かかわりのある人はできるだけ上げて、主観的な判断にとどまらないで、客観的に市教委や都教委のフィルターをかけて、適正なものは適正で、さらに改善の必要があるだろうけれども、しかし、こうやってノミネートされた不適切な行為とか体罰については、やはり個別研修、全体研修も含めて継続的にやっていきたいと思いますという話です。

○池田委員　　なるほど。では、その14件についてというのは、全部、先生も、それから、されて嫌だったと言ったお子さんも含めて調査をしっかりとされているということですね。

○松永指導課長　　はい。基本的に、この2件以外のものは、報告はなく、子どもたちが書いたものをそのままといったところで、どうだったのか調査したと。

○池田委員　　わかりました。その点に関して少し申し上げますと、やっぱり、先生から自発的に来たというのは、暴言というのはよくなかったんですけども、それはまだいい端緒で、先生が気づかずに、子どものほうから出てきているというのは、やっぱりちょっとよくないんだらうと思います。先生方の自覚をもう少し、引き続き高めていただくような支援というか、教育委員会として、していただけるとありがたいというふうに思います。

○高部教育長　　高橋委員。

○高橋委員　　そのことですけれども、やっぱりアンガーマネジメントでしたか、ほんとうに大事だと思うんです。ただ、学級経営力、それもやはり必要だと思うんです。学級経営の力がなければ、どうしたってそこで感情に陥ってしまうので、それとあわせながらやっていただければありがたいというふうに思っています。

○高部教育長　　ほかにいかがでしょうか。須藤委員。

○須藤委員　　SUBARU総合スポーツセンターのプールの利用に関する事なんですけれども、市内の公立中学校の水泳部に所属している子どもの親御さんからちょっとお話をいただきまして、学校のプールが使えない期間のプールの利用に関して、部活動として使用する場合に、利用料金を割引とか、そういったような形にできないでしょうかというお話をいただきました。もし、部活動として冬場、学校のプールが使用できないときに、例えば、部活動として使用したい場合、そういったような対応を今後、検討していただきたいという意見です。

○平山教育部参事　　幾つかそういったご要望があるということは伺っております。基本的には、使用料については条例事項で定められておりますので、例規の中で運用させていただいているのですけれども、そういったご要望、また、使い勝手、団体が多く利用していて、なかなか個人利用ですとか、部活動も、どうも個人利用でのご利用というふうに伺っておりますけれども、やはり、利用するのに窮屈なぐらい多くの部員の方がご利用されているというような状況も聞いておりますので、そういったところをうまく改善する方策については検討してまいりたいと思います。

○須藤委員　　よろしくお願ひします。

○高部教育長 部活で、今、学校の水泳部って冬場はどうしているんですか、どういう練習をしているんですか。温水プールは、五中もなくなってしまったし、今、温水プールってないですね。

○松永指導課長 かつては五中はできていたんですけれども、今はないです。

○高部教育長 だから、そういう実態はないですね。でも、水泳部って冬と夏で活動を分けているわけじゃないから、冬でも水泳部の活動なんだろうけれども、それはそれに合ったトレーニングをしているんでしょう？

○松永指導課長 陸上トレーニングも含めていろいろなことをされているとは思いますが、泳ぎたがりますので、子どもたちは。

○高部教育長 基本的に、部活動は、生徒の自発的活動という位置づけですし、総合スポーツセンターというのは、これは採算制でやっていますので、減免規定も非常に縛りがかかっていますよね。だから、例えば、市全体で大会を開くとか、そのときには、もちろん、運営主体としては、スポーツ財団としては減免はできないだろうけれども、市側で、教育委員会のほうでそういうものを公費負担するというのは、大会であればできないことはないけれども、それぞれの学校の部活の継続的な冬場の運動について全てそれを公費で補填するというのは、それはなかなか部活の位置づけからは難しい話だと思いますよね。だから、実際、今、学校でどの程度、冬場に、今の総合スポーツセンターの中のプールを活用する機会があるのか、ちょっとそれは調べてみてください。

○松永指導課長 はい、わかりました。

○畑谷委員 今のことに関連してなんですけど、第五中学校、この間までごみ焼却場が移るまでは使えるようになっていましたよね。ということは、使えるような設備があるということです。冬季間、温水プールにして、全部の学校の水泳部が使えるという格好にはできないでしょうか。

○高部教育長 五中は、焼却場が横にあったんですね。

○畑谷委員 そうです。

○高部教育長 そこでの焼却した熱源を利用できた。

○畑谷委員 ですから、その熱じゃなくて、単独にそういう設備をつくって、熱源さえ持ってくれば使えるようになっていきますよね。

○高部教育長 近くにあれば、ですね。

○畑谷委員 だから、全部の学校が冬場使えるという、そういう施設があってもいいんじゃないですか、冬場、どこも使えないのであれば。

○高部教育長 それは、プールに新たに熱源を確保するというご意見であれば、それはまた別途の経費がかかります。環境センターの場合は、常時、ごみを焼却する、それが本来的な施設、その余熱を使いましょうということで、ふじみは、まさにそうになっているんですね。総合スポーツセンターも、ふじみがあのぐらいの距離にあるから引けるんですよ。ふじみの熱源を全市に、パイプラインみたいにやるかといったら、それは膨大な経費になってしまう。

○畑谷委員 何十年もかかってやっとその熱源を利用してプールをつくっていただいた

んですよね、温水プールに。何十年もかかったのに、たった5年ぐらいで使えなくなっちゃったんですよね。

せっかくあそこまでしたのだったら継続してまだ使えるようにどうにかしてならないのかというのは、地域の中で出ていることは出ているんです。

○高部教育長 わかりました。環境センターの跡地利用は、今、市内の全プロジェクトで、公園も運動場も含めて、リサイクルセンターも含めていろいろな検討をされていますので、今みたいな形で、プールを温水化して生かせるような開放型のプールにできるかどうか、それは、そういうご意見があったということはつけ加えたいと思います。

よろしいでしょうか。

○畑谷委員 そのほか、別件なんですけれども。

○高部教育長 はい、どうぞ。

○畑谷委員 今年度、学校訪問をいろいろさせていただいております。それで、先月、学校訪問をしたときに、二中の校長先生も、三小の校長先生も「1年たったらまた見に来てください」とおっしゃったんです。私たちがいろいろなことを、気がついた点を指摘させていただいて、「今日お聞きしました意見を踏まえていろいろやっていきたいと思いますので、1年たったらまた見に来てください」とおっしゃったのがすごく残っている。今まで何校か行ったんですけど、あまり、「1年たったら来てください」とは言われていなかったもので、今回、2校続けて言うてくださったような気がしたので、私たちって、意見の言いつ放しなんです。それが、どのように改善しましたというのを聞いたことがなかったので、1年たって行けたらいいなと思ったのが内心です。

私、いまだに行っていない学校というのが数校あるんです。そして、今年度の校長先生の交代を見ますと、3年、4年、5年、6年と長くいらっしゃる校長先生の場合は、学校訪問というのは、指導課のほうでの訪問はあると思うんですけれども、教育委員としてはないわけです。校長先生が代わったときだけ行くと聞いています。ですから、5年、6年と長くなった校長先生のところは、逆に、4年目になったら行くとか、そういうふうにしたほうがいいのではないかと思いましたので、考えていただきたいと思います。

○高部教育長 そういうケースはないと思いますけれども、総務課長。

○高松総務課長 教育委員会の学校訪問につきましては、22校の小・中学校につきまして、おおむね3年で全校回れるようなということを想定はしているんです。ただ、校長先生が代わった学校には行きましようということで、本年度につきましては9校の小・中学校について予定をいただいております、その全校が校長先生が代わった学校というようなことになっているんです。昨年度、途中も含めてなんですけれども、通常、選定する際には、基本的には校長先生が代わられた学校、プラス、過去に少し期間があいている学校、それを合わせて、22校の3分の1程度の学校を見ていただけるようにということで日程は組んでいるところです。おおむね3年でしっかり全校見ていただけるような形で、今後も日程の調整を含めて検討してまいりたいと思います。

○高部教育長 かつて1年で11校、回ったこともあるんですけれども、結局、日程が、ほんとうに2週間で3校ぐらい回るとか、結局、教育委員さんが3名ぐらいしか出られな

いという話になってしまったのです。だから、教育委員さんも、限られた月とか週とかになると、学校の受入体制等を考えると、どうしても絞られてしまうのです。そうすると、やはり8校ぐらいが標準だろうということです。

でも、それとはまた別の話で、教育委員会主導でまとまって行かなくても、教育委員さんが見たいところは、コミュニティ・スクールですから、特に何か自然教室などでいなければ別だけれども、あるいは、教員の研究発表とかがある日だというのはなかなか難しいけれども、教育委員会訪問だと、ちゃんと資料も用意しなければいけないとか、それなりに学校に準備が必要なんですよ。でも、そんなことはお構いなしに、とにかく見たいのだということで行く分については、私は、基本的には、学校がやっていたらどの日でも受け入れてもらわなければいけないと思います。

○松永指導課長 当然です。

○高部教育長 それは校長先生に言っておいてくださいね。ですから、1年たって、畑谷委員が、この学校をもう1回見たいといたら、ちょっと直前に連絡さえしていただければ大丈夫です。私は土日の公開授業だとか、運動会だけじゃなくて学芸会とか展覧会とか、そういうことも含めてできるだけ見に行くようにしています。それはもうフリーで結構だと思います。

○畑谷委員 わかりました。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして平成30年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3時51分 閉会